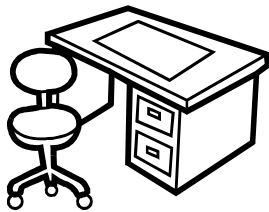


手話通訳・要約筆記の派遣について

《手話通訳・要約筆記派遣を頼みたい時は…》



デフネットながの

①「長野市手話通訳等派遣申出書」を書いて
デフネットながのに出す。(FAX可)

②通訳者が決まったら、デフネットながのから
自宅にFAXが届く。



長野市の聴覚障害者Aさん

《手話通訳・要約筆記派遣の派遣範囲とは…》

長野市の手話通訳・要約筆記の派遣は範囲が決められています。

- ア. 健康管理に関すること。(病院、健康診断、交通事故など)
- イ. 職業に関すること。(ハローワーク、就職の面接など)
- ウ. 教育に関すること。(保育園や学校などの行事、授業参観、PTA)
- エ. 福祉活動に関すること。(聴覚障害者協会など障害者団体が主催する行事)
- オ. その他(折衝の伴うこと、運転免許の更新、年金の相談、地域の会議、冠婚葬祭など)



✔ 派遣範囲がどうか分からない場合は、デフネットながのに相談してください。

派遣範囲に該当しない場合、手話ボランティアを派遣できることもあります。

※手話ボランティアは、手話通訳者・通訳者養成講座修了・受講中の人登録しています。

手話通訳・要約筆記には守秘義務があります。
通訳中に知った情報は、他の人には話しません。
安心して利用して下さい。

「派遣申出書」が手元にない方はご連絡ください。
左上に「長野市長様」と入っている申出書は、
古い形式です。

